

意見書案第16号

聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための選挙運動の在り方についての議論を促進することを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年10月8日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 原典之

〃 浜田昌利

〃 岩田英高

聴覚障害者に公職選挙の候補者の主張を周知する手段を確保するための選挙
運動の在り方についての議論を促進することを求める意見書

公明かつ適正な公職選挙を確保するため、全ての人が候補者の主張に平等に触れることのできる環境を整備することは極めて重要なことであり、聴覚障害者などの障害のある方に主張を周知する手段を確保することについても同様であるが、実際、聴覚障害者が候補者の演説に遭遇しても、どのような演説が行われているか認識することができていない。

聴覚障害者が演説における候補者の主張を理解する手段として、手話通訳や要約筆記があるが、手話通訳士の登録者数は令和6年7月1日現在、全国で4,197人、本市では66人と少数であることに加え、手話通訳士や要約筆記者に関する費用は候補者の自己負担であることから、全ての候補者が手配することは困難であり、聴覚障害者に候補者の主張を周知することは難しい状況になっている。

また、平成25年の公職選挙法改正により、屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写が解禁され、要約筆記や音声認識した文字を画面に投影することは可能になったものの、屋外の演説会場における映写は認められていないため、聴覚障害者が演説内容を理解しようとする際、自ら音声認識に関するソフトウェアや機器を用意しなければならないことは大きな負担となっている。

政府としては、選挙の公正を確保しつつ、障害者の政治参加を進めることについては、重要な課題と認識しており、選挙運動のために使用する文書図画の掲示に係る規制については、選挙運動の在り方の問題であることから、各党各会派において十分な議論が必要との見解が示されている。

よって、国におかれては、聴覚障害者に公職選挙における候補者の主張を周知する手段を確保し、全ての人が候補者の主張に平等に触れることのできる機会の重要性を鑑み、手話通訳士及び要約筆記者に関する費用を公費負担とする、あるいは屋外の演説会場において要約筆記や音声認識した文字の映写を可能にするなど、選挙運動の在り方についての議論を促進することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣